

寝屋川市新型インフルエンザ等
対策行動計画（改訂原案）の概要

1 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(1) 計画策定の背景

- ・ 新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・ 平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方自治体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- ・ 本市では、特措法の制定以前から、「寝屋川市大規模な感染症対応マニュアル」を作成していたが、特措法の施行、政府及び大阪府の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受け、市の対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。

※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

(2) 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

新型インフルエンザ等 (特措法第 2 条第 1 号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第 6 条第 7 項)	新型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 1 号)
		再興型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 2 号)
	新感染症 (感染症法第 6 条第 9 項)	全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。 (特措法第 2 条第 1 号において限定)

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(3) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

① 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

※社会の状況に応じて臨機応変に対応する

※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

② 対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

③ 被害想定

	寝屋川市	国	大阪府
人口（平成22年）	約24万人	約1億2,806万人	約886万人
罹患者数（25%）	約6万人	約3,200万人	約220万人
※以下、アジアインフルエンザ並の致命率0.53%の場合による推計			
受診患者数（上限値）	約4.7万人	約2,500万人	約173万人
入院患者数（上限値）	約1千人	約53万人	約3.7万人
死亡者数（上限値）	約330人	約17万人	約1.2万人
1日当たり最大入院患者数 （流行発生から5週目）	約190人	約10.1万人	約7千人

(4) 市行動計画のポイント

- ・ 特措法に基づく初の行動計画
- ・ 特措法で新たに規定された各種の対策や措置とその運用を記載
- ・ 市をはじめ、保健所・医療機関・指定地方公共機関等、各々の役割分担を明記

項目	特色	期待される効果
(1)体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内一体となった体制整備の推進 ・ 国や府、近隣自治体、事業者等との連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備の進捗の確認 ・ 相互一体となった取組
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝屋川市災害対策本部の設置（本部長：市長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の権限強化
(2)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策についての普及、啓発 ・ 地域や職場における感染対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大の可能な限りの抑制
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛や施設の使用制限の呼びかけ 	<p>※緊急事態宣言時における対策は、いずれも府と連携して行う</p>
(3)予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事業者に対する特定接種の実施 ・ 住民に対する予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会機能維持 ・ 適切な接種によるまん延防止
(4)医療・サーベイランス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日診療所を含む医療体制の整備の推進 ・ 臨時の医療施設の開設等 ・ 国・府が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や府等との連携の強化 ・ 医療提供体制の確保 ・ ウイルス侵入監視強化

2 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期	
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備 市内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えて体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に 市民生活・地域経済への影響の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える 	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 連携体制の確立 研修、訓練の実施 等	国・府・市・指定（地方）公共機関挙げての体制強化			<ul style="list-style-type: none"> 感染の拡大に伴う対策の変更決定 等	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 等
	<ul style="list-style-type: none"> 庁内会議を通じた初動対応の協議 等	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部会議の開催 等				
		【府内発生早期と公表または緊急事態宣言発出時】 市対策本部の設置				
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 国や府が実施するサーベイランスへの協力 等	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 国や府が実施するサーベイランスへの協力 等	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 国や府が実施するサーベイランスへの協力 等	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 国や府が実施するサーベイランスへの協力 等	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 国や府が実施するサーベイランスへの協力 等	

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
情報共有・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、共有について庁内外の体制整備 ・コールセンター等の設置の準備 等	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供			<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等の体制の縮小 等
		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の設置 等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の体制充実・強化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の継続 等	
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベル、地域職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 ・特定接種、予防接種の体制整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での感染拡大防止策の準備 ・特定接種の準備、開始 ・住民への予防接種の準備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民への予防接種の順次開始 等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民への予防接種の継続 等	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
			【緊急事態宣言発出時】 外出自粛、施設の使用制限等		
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・市内感染期に備えた医療の確保 ・府が実施する研修や訓練への参加 等	<ul style="list-style-type: none"> ・府が示す新型インフルエンザ等の症例定義の周知 ・帰国者・接触者相談センターの周知 ・医療体制の整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の整備 ・医療機関・薬局における警戒活動 等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の整備 ・在宅療養者への支援 ・医療機関・薬局における警戒活動 等	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備える 等
			【緊急事態宣言発出時】 医療等の確保	【緊急事態宣言発出時】 ・医療等の確保 ・臨時の医療施設の設置	

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
生活環境の保全その他の市民の生活及び 地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の方法の検討 火葬能力等の把握 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の準備 職場における感染予防策の準備 遺体への対応の検討 事業者に売惜しみ等生じないよう要請 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の実施 職場における感染予防策の呼びかけ 埋火葬の対応 事業者に売惜しみ等生じないよう要請 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の継続 職場における感染予防策の呼びかけ 埋火葬の対応 事業者に売惜しみ等生じないよう要請 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の継続 職場における感染予防策の呼びかけ 埋火葬の対応 事業者に売惜しみ等生じないよう要請 物資の備蓄等
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定（地方）公共機関は業務実施に必要な措置開始 緊急物資の運送 生活関連物資等の価格の安定 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定（地方）公共機関は事業継続 緊急物資の運送 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の再開 緊急事態措置の縮小もしくは中止 </div>